

核心評論 問われる米国の立憲主義

①米連邦最高裁(判事9人)は、大学の入学選抜で人種を考慮に入れる積極的差別是正措置(アファーマティブ・アクション)を「違憲」と判断した。1978年以降の合憲判断を覆す重大な判決である。

78年の判決は、黒人ら少数派のための「人種枠」を違憲とする一方、多くの合否基準の一つとして人種を考慮することを認めた。今回はそれすら「法の下の平等」に反するとした。

最高裁は2003年にも、人種を考慮した大学院の選抜制を「合憲」と判断した。両訴訟とも賛否が拮抗し、4対4で割れたが、残る判事の1票で差別是正措置の命脈が保たれてきた。

そんな風景は消えうせた。9判事のうち6人が保守派というだけではない。以前のように、時に党派を超え、バランスを取る判事がいないのだ。最高裁は米社会と同じく「極化した」。

如実に示すのが、保守派のトーマス判事とバイデン大統領が指名したリベラル派のジャクソン判事(女性)。同じ黒人だが、互いの党派性を前面に押し出し、交わる点がほとんどない。トーマス氏は意見書で、判決に反対するジャクソン氏を「個人を個人として重視するのではなく、黒人が支配されてきた歴史に焦点を当てている」と批判し、ジャクソン氏も応酬した。

米国内の是正措置だが、人種や性別、性的指向を巡る少数派の権利擁護のために苦闘してきた国だけに、政治的、社会的影響が国外に及ぶ可能性もある。

日本で「アファーマティブ・アクション」と言えば、女性の立場や待遇を改善し、男性との格差解消を図る是正措置を指すことが多い。②議会や企業などで一定数を女性に割り当てる「クオータ制」が典型だ。

米政治・外交の専門家で同志

社大大学院の三牧聖子准教授は今回の米判決について「(日本の格差是正議論にも)悪い影響を与える」と見る。「日本もクオータ制を真剣に考えなければならぬ」という機運が出てきた中で、こうした判決が(反対論者に都合よく利用され)『逆差別はいけない』という単純化した語りで伝えられかねない」

米最高裁は「正しい憲法解釈」を通じ、民主主義に内在する「多数の横暴」を抑える役割を果たしてきた。憲法解釈が一方に傾き、他方の民意と乖離した状態が固定化すれば「司法の横暴」この批判を招きかねない。

昨年は、人工妊娠中絶を憲法上の権利と認めた半世紀前の判決を覆した。「正常な裁判所ではない」(バイデン氏)との声すら上がる。「極化が進む中、米国がよって立つ立憲主義の内実が問われている。(共同通信編集委員 川北直吾)

左の記事を読んで下の問いに答えましょう。

1 傍線部①について、アメリカの大学入試で人権を考慮したアファーマティブ・アクションがなぜ行われてきたか考えて書きましょう。

2 傍線部②のように、日本ではアファーマティブ・アクションとして「クオータ制」が議論されています。あなたは「クオータ制」についてどう考えますか。賛成か反対かの立場を明確にして自分の考えを書きましょう。

1

2

NIEワークシートのこたえ（2023年7月12日公開）

◆ワークシート「アファーマティブ・アクション」 2023.7.9付朝刊 オピニオン面 回答例

- 1 人種差別に苦しんできた少数派が、教育で均等な機会を得られるようにするため。など
- 2 賛成例：女性は女性差別や性別による固定的役割分担などで社会的に不利な立場に置かれており、女性に一定数を割り当てないと女性の役員や政治家が増えない。女性の意見を社会が取り入れるようになると社会が変化し、少子化対策などにもつながる。など

反対例：法の下での平等に反する。男女関係なく個人の能力で役員や政治家を選ぶべき。逆に男性が不利になる。など